

浅羽学園袋井市立浅羽中学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

この袋井市立浅羽中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号（以下「いじめ対策法」とする。）」第13条の規定に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

また、いじめは大きな社会問題となっており、認知した場合は県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携のもと、社会総がかりでこの問題を克服する必要があることを念頭に置き、取り組むものとする。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒が一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

(2) いじめの構図

いじめは、どの生徒にも、どの学級・学校でも起こり得るものであり、誰もが「被害者」にも「加害者」にもなり得るという認識をもつ。いじめには「被害者」「加害者」以外にも、「観衆（はやし立てる子）」「傍観者（暗黙の了解を与える子）」が存在する。「傍観者」の中から「仲裁者（いじめを抑止する子）」が現れることが、いじめの未然防止・早期解決につながる。

(3) いじめに対する職員・生徒のとらえ

より根本的ないじめの問題克服のために、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、未然防止の観点から、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要である。

3 いじめの未然防止のための取組

いじめの被害生徒は相当な苦痛を感じ、ときには、生命の危険さえもある。いじめの早期発見のため、多様な情報の収集に全力をもって取り組むが、それ以前に大切なことは、全生徒が安心できる学校の雰囲気や規範意識の醸成である。このことを教員が十分に理解し、学級経営、学年経営、教科指導を行う必要がある。

(1) 「自己有用感」の醸成、「絆」づくり・「居場所」づくり

(2) わかる授業の推進と学習規律の指導、生活規律の確保

- (3) 道徳教育・人権教育・情報教育（携帯電話マナー教室等）の充実
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止
- (5) 学校いじめ防止基本方針の広報啓発
- (6) 幼保こ小中一貫カリキュラムを活用した各園・各校の連携

4 いじめの早期発見のための取組

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方ではなく、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要である。いじめの存在を把握しなければ対策へとつなぐことができないことから、予防的認知の考えに基づき、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要である。

- (1) 生徒に寄り添う指導や生活記録を大切にした学級経営（「青春の群像」（日記欄）の点検など）
- (2) 心のアンケートの実施（6月、11月）、教育相談の実施、hyper-Q U検査の活用
- (3) 総務会（毎週月曜）での問題行動、不登校生徒等の生徒の表れに関する情報共有
- (4) 保健室（観察）からの情報、保健主事・SCへの相談
- (5) 教職員の資質向上（人権感覚の向上）に向けた研修
- (6) ネットパトロールの実施（袋井市教育委員会）
- (7) 保護者との連携（欠席が続いた場合の家庭訪問、コドモンの日常的な点検等）
- (8) 地域・校区小学校からの情報

5 いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合や、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認する。その上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、いじめの状況に合わせて学年、学校全体で組織的に指導していく。

- (1) 学年主任、生徒指導主事への報告・連絡・相談や対応確認の即時徹底を図り、校内いじめ対策委員会で情報を共有、対策を検討
- (2) 担任、学年主任、生徒指導主事で組織的に事情の聞き取り、指導
- (3) 被害生徒を守るための組織的配慮（教育を受けられる環境の確保、寄り添い支える体制整備）
- (4) 被害・加害の保護者への連絡
- (5) 教育委員会・警察署との連携
- (6) 心理や法律の専門家との連携

6 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じている疑いや、相当期間学校を欠席する（年間30日を目安とする）ことを余儀なくされている疑いがあると確認された場合、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、重大事態と判断する。（いじめ対策法第28条）

学校が当該事案を重大事態と判断した場合には、速やかに袋井市教育委員会や関係機関へ報告するとともに、学校が調査主体となった場合は、次の通り対応する。

- (1) 重大事態の調査組織を設置

- (2) 対象児童生徒・保護者、及び、関係児童生徒・保護者に対する事前説明
- (3) 事実確認を明確にするための調査を実施
- (4) 対象児童生徒・保護者、及び、関係児童生徒・保護者に対する調査結果の説明
- (5) 調査結果を袋井市教育委員会に報告
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置

7 いじめ防止等のための校内組織

(1) 総務会（校内いじめ対策委員会）

① 目的

定期的にいじめについて情報交換をする中で、常に危機意識を共有する。いじめが発生した場合、直ちにいじめ対策委員会（ケース会議）を立ち上げ、組織的な対応を検討する。

② 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、保健主事

③ 活動内容（情報交換）

- いじめに関する気になる生徒の表れを各学年主任より報告
- 心のアンケート結果や教育相談に関する内容の報告
- 外部機関からの情報提供に関する報告
- 情報交換された内容を全職員に共有
- いじめの把握と対策協議・実践
 - ・ いじめの発見・通報を受けたときの事実確認および対応の確認
 - ・ いじめられた生徒とその保護者への支援の方策検討
 - ・ いじめた生徒への指導とその保護者への助言について検討
 - ・ いじめが起きた集団への働きかけについて検討
 - ・ ネット上のいじめへの対応協議

④ 開催時期

原則として毎週火曜日に実施するが、必要に応じて臨時会を設ける。

(2) 拡大いじめ対策委員会

① 目的

いじめ発生時（重大事態等）等の緊急時に外部人材も参加した中でいじめ対応を検討し、組織としていじめ解消に向け行動できるようにする。

② 構成員

<校内> 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、保健主事、学級担任

<校外> SC、SSW、スクールサポーター、子ども支援室 等

③ 活動内容

緊急時（重大事態等）への対応

④ 開催時期

いじめ発生時等の緊急時に必要に応じて開催する。

(3) 職員会議・校内研修

① 目的

いじめの未然防止の観点から、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学

校生活づくりに努める。また、配慮や支援が必要な生徒について、全職員が共通理解の上でいじめに対応することで、より正確な情報を基にした、組織的かつ適切な指導につなげる。

② 構成員

全教職員

③ 活動内容

○「生徒理解の会」（年度当初・夏休み期間）

・配慮や支援が必要な生徒について、全職員による情報交換と共通理解

○心のアンケートやQ U検査の集計結果の検討

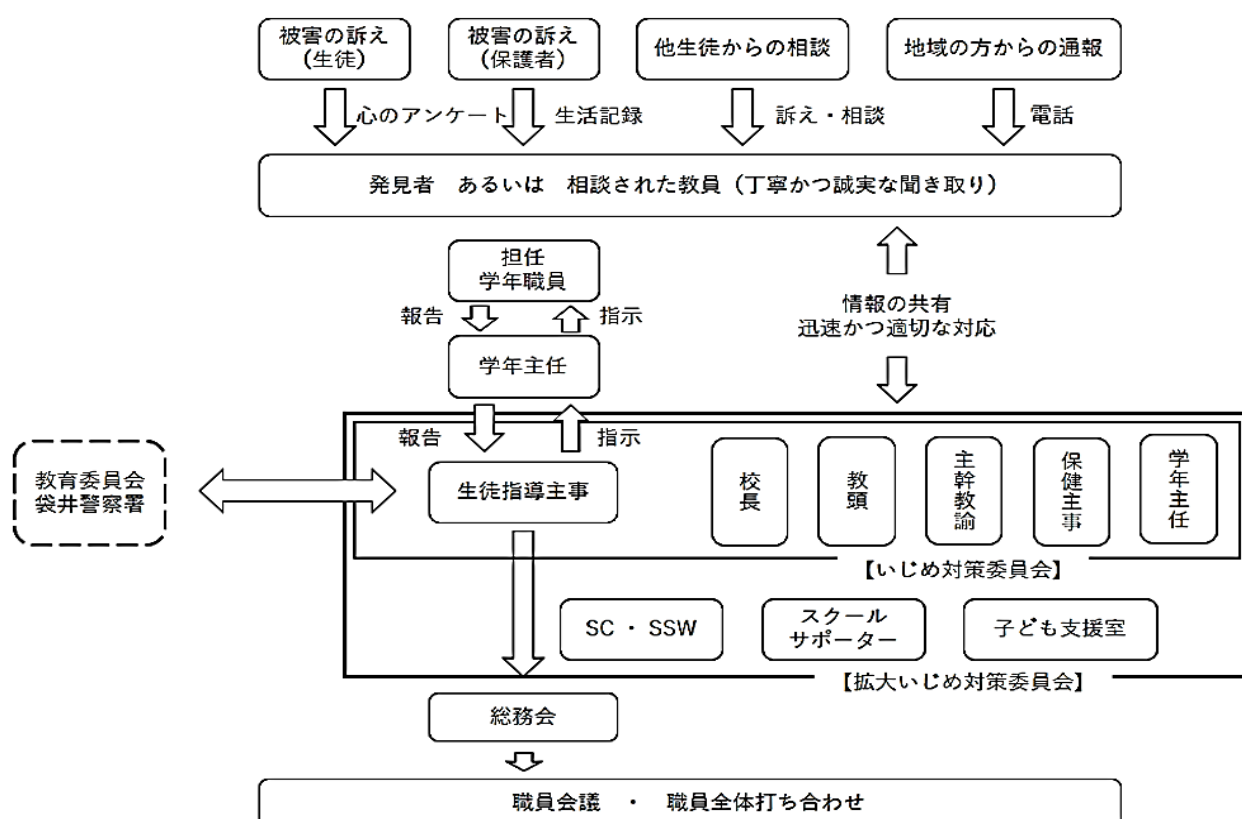
○学校基本方針の評価・改訂

・参考資料『いじめ基本方針チェックシート』（国立教育政策研究所/生徒指導・進路指導研究センター発行「生徒指導リーフ」）

④ 開催時期

職員会議、校内研修、必要に応じて職員打合せ等において実施

(4) 組織図



8 いじめ解消の判断

いじめ解消に向けた取り組みを継続するとともに、被害生徒に声を掛け「もういじめられていない」「いじめは解消した」と判断できるよう、支援する。その後、3か月が経過するまでは被害・加害生徒の様子を含め、状況を注視する。

「いじめに係る行為が止んでいる」かつ「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を受けていない」ことが、3か月継続していると被害生徒本人及び保護者から確認できた場合、「いじめが解消された」ことを校内いじめ対策委員会へ報告し、いじめ解消と判断する。いじめが解消している状態に至っても、再発する可能性があることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要である。